

2022年10月24日

国土交通省

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運賃改定に託けた「迎車料金の引き下げ」に関する指導要望書

要望の趣旨

日本交通株式会社は、令和4年11月14日から開始される運賃改定に伴い、初乗り運賃を420円から500円に値上げする一方、迎車料金を420円から300円に値下げする方針を発表しました。

これは運賃の組み換えに他ならず、利益を得るのは日本交通の利用者と配車アプリ運営元だけです。乗務員にとっては売り上げが減少する不利益しかありません。

今回の運賃改定は、乗務員の労働環境改善が目的の一つであり、ある意味社会公約となっています。この運賃改定の趣旨を考えると、日本交通が行った迎車料金の値下げは、これまで事業者が負担していた配車アプリGOの運営費を乗務員に一部転嫁しただけの労働条件の改悪であり、国民に対する裏切り行為です。労働組合として看過できません。

迎車料金は、現行の420円に据え置くか420円以上に引き上げ、アプリの収益化の原資については、運賃値上げ率の3%の範囲内で運営元と調整するよう指導して頂きますようお願い致します。

要望の理由

日本交通株式会社（以下、日交という）は、タクシー運賃の値上げに伴い、初乗り運賃を現行の420円から500円に引き上げることを決定しました。一方で、迎車料金を現行の420円から300円に引き下げ、アプリ利用者から1配車ごとに100円相当のアプリ手配料を徴収する方針を発表しています。そのため、乗務員からは「これまでタクシー事業者が全額負担していた配車アプリGOの運営費を、今後はアプリ利用者（実質的に乗務員）も一部負担するようになっただけだ」と、批判の声が出ています。なぜなら、今回の迎車料金の値下げにより、日交を指定している利用者は、アプリを利用してもしなくても恩恵を受けられるのに対し、日交の乗務員は、いずれの場合も売り上げが落ちる不利益しかないからです。一方、アプリ運営元のモビリティ・テクノロジーズ社（以下、MOTという）は、これまで事業者からの手数料のみに頼ってきた収益を、今後はアプリ利用者（実質的には乗務員）からも100円徴収することで、事業の採算化が図れるようになり

ます。このように、今回の迎車料金の引き下げで不利益を被るのは乗務員だけです。利用者と運営元は利益しかありません。したがって、日交に対する批判の声は当然であり、当労組としても看過できません。

今回の運賃改定の改定率（値上げ率）14.24%の内訳は、利用者の利便性を高めるための投資に約3%、賃金アップなど乗務員の労働環境の改善に約8%、燃料費の高騰に約3%となっています。この値上げ率は社会公約です。したがって、日交が「配車アプリは乗務員の業務効率化や利用者利便を向上させている」と詭弁を弄したところで、賃金アップや洗車手当など新たな手当を創設し労働環境の改善を図らない限り、運賃改定の趣旨を逸脱していると評価せざるを得ませんし、国民を欺いたこととなります。

そもそも、純国産のタクシー配車アプリである「GO」や「S. R I D E」が十分に採算化できていないのは、国内で配車アプリが乱立しているからにほかなりません。当局監修のもと、全国ハイヤータクシー連合会（以下、全タク連という）が主導し統一アプリを作ることで、開発や維持に必要な事業者負担を削減することができます。

今さらですが、国が補助金を出して作った日本初の統一アプリ「スマホ de タックン」の入札で、日交の子会社が落札したことにより業界の足並みがそろわなくなりました。加えて、日交が同アプリの規約を破り一方的に脱退したことで過当競争がはじまり、統一アプリを作ろうという機運も下がりました。全タク連、日交、MOTのトップは、いずれも川鍋氏であります。同氏の我田引水といえる振る舞いが諸悪の根源となっているのは明らかです。

今でも多くのタクシー事業者が、統一アプリが配車アプリのあるべき姿だと信じています。Ma a Sを推進するうえでも、国と業界団体が一丸となって取り組むべきです。

繰り返しになりますが、国が補助金を出し、業界団体で統一配車アプリを作ることで、開発・維持に関する費用を運賃に転嫁することなく、利用者利便（効率的な配車）を高めることが可能です。

つきましては、迎車料金を現行の420円に据え置くか420円以上に引き上げるよう指導して頂くとともに、アプリ手配料については、運賃値上げ率の3%の範囲内で、別途、アプリ運営元と調整するよう指導して頂きますようお願い致します。

また、日交は、三鷹労働基準監督署から「労働時間を正確に管理していない」と指導を受けています。国土交通省からも「今回の運賃値上げ率の8%の範囲内で時間管理システムを構築せよ」と、指導して頂きますよう宜しくお願い致します。

以上

日本労働評議会中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

電話：03-3371-0589

FAX：03-6908-9194